

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

地域公共交通総合連携計画に掲げた目標「地域の生活交通の確保」、「高齢者や通学者の移動手段の確保」、「観光客にも配慮した公共交通機関の確保」の取り組みを進めるため、法定協議会の場で事業内容、問題点の検証、事業見直しの可否など確認し、事業を本格実施する環境の整備に向けて検討を行った。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、地域バス等の実証運行を行い持続的な生活交通の確保を目指すとして、「運賃を低額一律料金とし生活の足としての利便性を高める」、「利用者の実態とニーズの把握に努める」、としている。

地域バスの実証運行では、町内5系統へのバス運行を行い、4月から12月までの間でおよそ37041人(前年37839人)が利用した。

今年度は10月から、利用者の運行拡充の要望が多かった田立線(通院バス)を週3日から週5日に増便した。また、観光客の利便向上を図るためとして地元や観光協会などからの要望が強かった馬籠線の冬期間の休日運行を通年運行にし、運行日数を大幅に増加した。

補助交通としての乗合タクシーについては、4月から12月までの期間616人(前年517人)が利用した。

ニーズの把握としては、10月開催の住民懇談会(7回開催)の場において、運行拡充の説明を行うとともに、利用促進にむけて呼びかけを行い公共交通についての意見を伺った。そのほか、県の買い物困難者調査に同行し要望調査、通院バス利用者への利用実態調査を行いニーズの把握に努めた。

停留所施設整備については、21年度バス停の更新事業により完了し、判りやすいバス停、時刻表表示など実施できたため今年度は事業を実施していない。

III 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

評価事項としては、公共交通の空白地域の解消、町中心部及び公共施設等へのアクセス向上、行政コストの抑制、住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上とした。

・町内各地区に向けて5系統によるバス運行は、公共交通の空白地域の解消及び町中心部・公共施設等へのアクセス向上について十分寄与している。

・住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上については、住民懇談会などにおける意見でも地域バス運行に対して一定の評価をいただいている。ただ、スクールバス・通園バスへの混乗運行など、まだ周知が不十分で利用につながっていないとの意見もあった。

・今後の課題である行政コストの抑制の面では、一部路線において乗合タクシーと通園タクシーの統合で効率化を図ったが、全体的には地理的な悪条件の克服が難しく十分な成果を得るまでに至っていない。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

バス、乗合タクシー共に利用者のほとんどを高齢者と高校生が占めており、地域公共交通総合連携計画に掲げた目標「地域の生活交通の確保」、「高齢者や通学者の移動手段の確保」という目標達成のために適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

地域バス運行の実証運行については、今年度田立線、馬籠線において運行日数、便数の増を図ったことにより、利用者数は増加する見込みである。しかし便数の増とそれに伴う事業費の増加により、1便当たりの平均利用者数及び収支率は低下することが予想される。これらの低下することは変更当初から想定しているが、町民福祉の充実、観光行政の充実を掲げる町の方針として、許容できる範囲内の財政負担かを実証中である。

住民や利用者から寄せられる意見については、可能な範囲で対応しているが、本格運行に向けて収支率向上と、運行を継続させる仕組みの確立が課題である。

今後はこの検証結果をみた上で、財政負担が可能であれば継続し、必要があれば利用者・目的などを絞ったさらなる運行の効率化や利用料金の見直しなどをおこない持続可能な公共交通を目指す。

2 事業の実施環境

- ① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

今後の地域バス等の事業を実施するにあたっては、公共交通空白地域の解消のため、南木曾町からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、南木曾町の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、町議会において審議される予定である。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

住民懇談会での利用促進の啓発、地域の振興組織である地域振興協議会により沿線住民へのバス利用の啓発活動がされているなど、バス運行へ継続への期待から協力体制がとられている。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

法定協議会の協議事項は計画の作成及び変更に関する事、計画事業の実施に関する事、協議会の運営に関する事、その他必要と認める事と規定されている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。

法定協議会は公開の場で行い、構成員には、南木曾町の商工会長、社会福祉協議会長、老人クラブ連合会長、婦人会長、地域振興協議会代表が住民・利用者代表として参加しており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

法定協議会は今年度7月に21年度の利用状況・収支状況報告、22年度事業計画・予算決議をいただいた。その場において、委員からバス運行増発提案が出され増発方針が決定された。

今後も23年度計画事業実施のための、今年度利用・収支状況中間報告並びに23年度事業計画・予算案審議のための法定協議会を開催予定である。

また、協議事案が発生すれば、必要に応じ開催するように努めている。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会規約において会議は原則として公開で行うと規定されており、協議会の議事が開示されている。（法定協議会での次第、提出資料等は町ホームページにおいて公開している。）

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において、計画事業の実施にあたっては22年度までに地域バス等の実証運行と停留所施設整備を行うことが確認されており、目標達成に向けた事業実施については合意が形成されている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。